

川崎市告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に規定する指定公金事務取扱者を指定し、歳入の収納を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年5月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
名 称 株式会社ポプラ
所在地 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託する歳入の内容
川崎市学校給食費に係る収納事務
- 3 指定日
令和8年4月1日
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで